福岡県福祉のまちづくり条例特定まちづくり施設新築等届出書

チェックリストの整備概要の記載例

届出書作成時の注意事項

福岡県福祉のまちづくり条例に基づく届出

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file_0516.html

福岡県福祉のまちづくり条例 様式等のダウンロード

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file_0517.html

福岡県福祉のまちづくり条例手引書

(外部リンク先:福岡県)

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/matizukurijorei.html

福岡県福祉のまちづくり条例Q&A(建築物編)

(外部リンク先:福岡県)

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukumachi-jourei-qa.html

福岡県福祉のまちづくり条例で

北九州市内の建築物に関するお問い合わせ先

北九州市建築都市局建築指導課

電話番号 093-582-2531

平日の 8:30~12:00、13:00~17:00

北九州市建築都市局指導部建築指導課2019年(令和元年)8月1日 作成

様式第1号(その1) (建築物用) (第6条関係)

あ

特定まちづくり施設新築等(変更)届出書

<u>()</u>

北九州市長 様

う

届出者の住所

★ 1北九州株式会社

氏名代表取締役 北九州 司

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

^{電話番号}093-×××-×××

福岡県福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

名						称	(仮称	()		₹.	ンショ	ン					*	2
所			在	ı	_	Hh	北九州	市		小	含北区		城内	●番			+	3
主	Ī	更		用	え		社会福	祉抗	を設	(デイサー	ピス	. 7	1料を	人	; —	4)	4
階						数	地上5	階、	地	下	〇階						4	- 5
I	3	事		種		別	新築 ・	増	築 •	i	改築・	月	日途変	更				
	ま	5 -	づ く	ŋ	施	設	新築等	の部	分		Į.	死存:	部分			É	計	
		テ	゚゙イサ	-	ピス	•	1,	0	00	m²				m²		1,	0	0 0 r
延	内	有	料	艺人	しホ-	- ム	2,	4 (00	m²				m²		2,	4	0 0 r
延べ面	訳									m²				m²				r
積										m²				m²				r
	まち	づく	り施言	ひ 以	外の	用途				m²				m²			*	6 ^r
	延	ベ	面	積	合	計	3,	4 (00	m²				m²		3,	4	0 0 r
エ	事	予	定		期	間	着手		平成	₹31	年5月	1日	5	打	串	成32	年 3.	月31E
,#	所		在	:		地	北九州	門	司区(×丁E	×	番×	号				
連絡先	事	務	所	の	名	称	北九州	ŧ子·	一級	建第	全士事務	所						
兀	氏					名	北九州	華-	子		電話番	号	0 9	93-	58	2-	××	××
	*	受	付	柞	刺						*	処	理	欄				
	4	Ŧ		月		日	主たる指導	の内	容等									
第						号												
係員	印																	

- 備考 1 建築物毎に届出をしてください。
 - 2 必要な図書を添付してください(整備範囲を明示すること。)。
 - 3 連絡先は、代理者、設計者等がいる場合に、その連絡先を記入してください。
 - 4 *印の欄には、記入しないでください。

届出書作成時の注意事項



あ

「変更届出」でないときは、線で見え消しをしないでくださ い。

「変更届出」のときは、(変更)を〇印で囲んでください。

しい

空欄でご持参ください。

事前チェック後、受付可能になってからご記入ください。 工事着手後の場合でも受け付けています。その場合は様式が異なり、様式第3号(その1)(建築物用)「適合状況報告書」に、 チェックリストを添付して、ご報告ください。

う

チェックリストの★1~6は、 届出書の★1~6と同じ内容をご記入ください。

右欄のまちづくり施設を 選択し、括弧書きで個別 用途をご記入ください。

(記入例)

- ・教育文化施設(大学)
- 医療施設(診療所)
- ・娯楽施設(映画館)
- ・宿泊施設(ホテル)
- ・サービス業を営む施設
 - (銀行)
- ・共同住宅等 (共同住宅)
- 前各号の複合建築物 (共同住宅、店舗)

番号 まちづくり施設

- 1 社会福祉施設
- 2 官公庁施設等
- 3 教育文化施設
- 4 乗隆待合い他施設
- 5 地下街、公共用歩廊
- 6 公衆便所
- 7 医療施設
- 8 娯楽施設
- 9 集会施設
- 10 展示場
- 11 宿泊施設
- 12 飲食・遊興施設
- 13 サービス業を営む施設
- 14 物品販売業を営む店舗
- 15 遊戲施設
- 16 公衆浴場
- 10 公水沿場 17 自動車車庫
- 18 共同住宅等
- 19 事務所
- 20 工場
- 21 前各号の複合建築物

え



チェック リストの

整備概要

に記入する概要の 根拠の例

- ・図面の記入内容
- ・添付資料



_			
t	1 出	1	
Ē	አ		
9			記入内容、添付資料
		1	平面図か建具表に有効幅員
		2	・平面図か建具表に戸の種類 ・出入口前後の勾配
		3	・出入口前後の計画レベル ・2cm以内は角の加工
		2	
			記入内容、添付資料
		1	平面図か建具表に有効幅員
		2	・平面図か建具表に戸の種類 ・出入口前後の勾配
		3	・出入口前後の計画レベル ・2cm以内は角の加工
		3	
			記入内容、添付資料
		1	平面図か建具表に有効幅員
		2	・平面図か建具表に戸の種類 ・出入口前後の勾配 ・アルコープ、障害物の有無
		3	・出入口前後の計画レベル ・2cm以内は角の加工

届出書作成時の注意事項



届出書のいる個出日以前の日付を記入。

チェックリストの★1~6は、 届出書の★1~6と同じ内容をご記入く ださい。

留意事項の取扱いに注意

- は両方に関するもの
- は軽備基準
- は望ましい基準 0

1-1-1, 1-2-1, 1-3-1

- ・自動ドアは、自動で開いた有効幅員。
- ・両引き戸、両開き戸、親子扉等は、片 側のみの有効幅員。

1-1-②、1-2-② 記入項目2ケ

- 1)自動開閉又は、車いす使用者が円滑 に開閉して通過できる構造。
- 2)前後に高低差がないこと。

は、「段差なし」と判断。

1-1-3, 1-2-3, 1-3-3・段差1cm程度で丸みを持たせた場合

- ・やむを得ない場合、段差2cm以内か つ角にR加工は、「段差なし」と判断。

1-3-① 望ましい基準 ・主要用途「共同住宅等」の場合は、有 効幅80cm以上であれば、「○」と判 定。

1-3-2 3項目それぞれ記入

- 1)自動開閉又は車いす使用者が円滑に 開閉して通過できる構造。
- 2) 開閉時に廊下等に突出しない構造。
- 3)前後に高低差がないこと。

麘	0		… 等については共用廊下に適用され、事務	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	整備内容の確認及	び総合制	申定
下その		適用される。 整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	© §
他これらこ夏	1	床面の仕上げ	粗面又は滑りにくい材料。	同左。	風除室・ロビー 磁器質タイル CSR値0.5~0.9 廊下 塩ビシート CSR値0.46~0.9	0	С
する	2	段差	階段の整備基準に準拠。	階段の望ましい基準に準拠。	手すりなし	×	×
b	2.3	建物出入口	と室出入口とを結ぶ廊下、大規模居室	内の主要な通路等	整備内容の確認及	び総合料	門定
	0	建築物の出を超える不	1入口の基準を満たす当該出入口間の約 特定多数の者が利用する室内の主要な	経路となる廊下等、及び床面積が200㎡ 通路に適用される。			
		適用される。	*				
		には適用さ					
		整備基準を れる。	と満たす昇降機が設置される場合、当該	(弁)降機の田八日刊近は邸下寺に召ま			
į		整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	0
	1	有効幅員	120㎝以上。	180cm以上。ただし、末端付近(共同 住宅等を除く)及び50m以内ごとに車 いすどうしがすれ違える構造の部分を 設ける場合は140cm以上で可。	120cm	0	×
	2	車いすの 転回ス ペ ー ス	末端付近(共同住宅等を除く)を車い すの転回に支障のない構造とし、かつ 50m以内ごとに車いすの転回が可能 な構造の部分を設置。			0	/
	3	高 低 差 の ある場合	整備基準を満たす傾斜路及び踊場又 は特殊仕様昇降機を設置。	望ましい基準を満たす傾斜路及び踊 場又は特殊仕様昇降機を設置。	高低差なし	/	/
	4	水平部分	整備基準を満たす出入口付近及び昇 降機等の出入口付近の水平化。	び昇降機等の出入口付近の水平化。	水平化	0	C
	⑤	壁面の配 慮		壁面の突出物の解消。やむを得ない 場合は視覚障害者の通行に支障のな い措置。	アルコーブなし		×
		休憩設備		建築物利用者が休憩するための設備 を適切な位置に設置。	40		>
	OVO	直接地上个学校(特別	と 受付等とを結ぶ廊下等 、通ずる出入口から受付等までの廊下等 支援学校を除く。)、共同任宅等、事務 〔独で利用することが想定されない施設し	整備内容の確認及	い都合す	門疋	
	0	建物出入口 導上支障の	っていかっているとなるという。これはいて常勤し視覚障害者を誘導でき のない場合は適用されない。 ,000㎡未満の建築物の「避難階以外の隔	る者がいる場合など、視覚障害者の誘			
1		用速回模2, 整備内容	,000m未満の建築物の「避難階以外の隣 ●整備基準	商」には、適用されない。 ●望ましい基準	整備概要	/ ●整	© :
		祖帝陈幸	最低1経路に、視覚障害者のための誘	復覚障害者のための誘導用床材の敷設又は音声装置など誘導用装置の設置。(近接した建物出入口がある場合はそのうち最低1カ所が対象。)	誘導用床材設置	0	C

1	
	記入内容、添付資料
1	│・平面図か仕上表に床仕上材、CSF │値
•	・使用予定の材料のカタログ ・条例の手引きの参照CSR値
2	平面図か詳細図に記入
2	
	記入内容、添付資料
1	平面図に有効幅員
2	平面図に末端付近と50m以内毎に、
	直径150cmの円、140cm以上の幅員
3	平面図に廊下の計画レベル
(4)	平面図に廊下の計画レベル、勾配
_	I MM MAN MAN MAN MAN MAN MAN MAN MAN MAN
(5)	平面図に概要
6	平面図に概要
3	
	記入内容、添付資料
	HOLVE LEEVING TO SELECT
1	平面図に、出入口(玄関)から受付 等までの経路に注意喚起用床材、誘
U	寺までの経路に注息喚起用休材、説 導用床材

2-1-① 以下のCSR値は適合。 ・下足(水・ダスト)の範囲は CSR値:0.40~0.90 ・上足(清浄)の範囲は CSR値:0:35~0.90 上記等がわかるカタログ等を添付。

2-1-② 整備内容 有効幅員、段の構造、手すり、回り段 の回避表面の仕上げ、識別性、注意喚起 用床材について記入。

2-2-①
・手すりがある場合、
手すりの内々。
・共用廊下の場合、
排水溝及雨水縦管の
ドレインの幅は含め
ない。

2-2-② 「(共同住宅等を除く)」は、末端付近 のみを除く。 共同住宅等でも、車いすの転回スペース は必要。

2-3-① か 留意事項 整備基準、望ましい基準のそれぞれの適 用除外に注意。

2-3-① か 留意事項

- ・整備基準、望ましい基準のそれぞれの 適用除外に注意。
- ・代替措置の条件を満たせば、代替措置 のとすることができる。※要相談

適用される。 用途面積2, 備内容		8所及び工場については主要な廊下に		+	
隆備内容	000㎡未満の建築物の避難階以外の階				
		には適用されない。		た	
	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
有効幅員	120cm以上。(段併設の場合は90cm 以上。)	150cm以上。(段併設の場合は120 cm以上。)	110cm、段併用	0	×
与配	1/12以下。(傾斜路の高さが16cm以 下の場合は1/8以下。)	1/12以下。	1/15勾配	0	0
	傾斜路の高さが75cmを超える場合は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置。	同左。	高低差50cmのた め踊場なし	/	/
油場		傾斜路が同一平面で交差又は接続する場合は、当該交差又は接続部分に 路幅150cm以上の踊場を設置。	設置なし		×
手すり	傾斜路には手すりを設置。	傾斜路には両側に手すりを設置。	片側手すり	0	×
表面の仕 Lげ	粗面又は滑りにくい材料。	同左。	塩ビシート CSR値0.46~0.9	0	0
哉別性		同左。	大きな明度差をつ ける	0	0
中亡++	上端付近の廊下等及び踊場に視覚障 害者のための注意喚起用床材を敷	同左。	注意喚起用床材を 敷設	0	0
※注	(※2)傾斜路上端付近の廊下等をおも 場合は、適用されない。				
下特定かつ	多数の者が利用し、かつ直接地上へ通	値ずる出入口がない階に通ずる階段(踊	正備り行の作品な	.0.46 🗆 T	1,2
		、事務所及び工場については主要な階			
		刊用する階のすべてに停止する昇降機			
M M M M M M M M M M M M M M M M M M M	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	建築物及び一般公共用の自動車車庫 を除く。)	上。) 手すりの幅を10cmまで有効幅員に含	120cm	0	×
没の構造	手すりの幅を10cmまで有効幅員に含	めることができる。 けあげ16cm以下、踏面を30cm以上。	けあげ:16cm 歌声 : 25cm		×
	手すりを設置。	両側に手すりを設置。	片側手すり	0	×
		主要な階段は回り段以外の構造。	回り段なし	0	0
	大ECよのの ロで PN No)				
表面の仕 Lげ	粗面又は滑りにくい材料。	同左。	CSR値0.46~0.9	0	0
哉別性	踏面端部とその周囲の部分と大きな明 度差をつける等、段を容易に識別でき、かつ段鼻の突き出しがないこと等 によるつまずきにくい構造。	同左。	大きな明度差をつ ける 躓きにくい構造	0	0
主意 喚 起 用床材	上端付近の廊下等及び踊場に視覚障害者のための注意喚起用床材を敷設。(※1)(※2)	同左。	注意喚起用床材を 敷設	0	0
	能 主意用 ※ 注 ・	は、高低差75cm以内ごとに階幅150cm以上の踊場を設置。 最面の仕 粗面又は滑りにくい材料。 (傾斜路には手すりを設置。 ・ 種間のは滑りにくい材料。 (極いまで) を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	は、高低差75cm以内ごとに磨幅150 同左。	は、高低差75cm以内でとに跨幅150 同左。 一次	は、高氏差75cm以内ごとに発幅150 同左。

	4		
	-	記入内容、添付資料	
	1	平面図、詳細図に有効幅員	
	2	平面図、詳細図の傾斜路部分に計画 レベル、距離、勾配	
	3	平面図、詳細図に計画レベル	
	4	平面図、詳細図に踏幅	
	(5)	平面図、詳細図に手すり位置 手すり形状、端部処理	
		・平面図か仕上表に床仕上材、CSR	
	6	値 ・使用予定の材料のカタログ ・条例の手引きの参照CSR値	
	7	平面図、詳細図に大きな明度差をつ ける旨	
	8	平面図、詳細図に設置位置	
3 階	1		
段			
	_	記入内容、添付資料	
	0	平面図、階段詳細図に有効幅員	
	2	平面図、階段詳細図にけあげ、踏面 寸法	
	3	亚面図 喋呤詳細図に毛大り設置位	
	4	平面図、階段詳細図に階段の構造	
	(5)	・平面図、階段詳細図か仕上表に床 仕上材、CSR値 ・使用予定の材料のカタログ ・条例の手引きの参照CSR値	
	6	・平面図、階段詳細図に大きな明度 差をつける旨・つまづきにくい構造の図	
	7	平面図、階段詳細図に上端の注意喚 起用床材設置位置	
	L		
			_

2-4、3-1 お 留意事項 整備基準、望ましい基準のそれぞれの適 用除外に注意。

2-4-① 段併用は、傾斜路の降り口、登り口から 段が見える場合に限る。

2-4-① 有効幅員 有効幅員

2-4-⑤、3-1-③ 手すりは、円形、楕円形に限る。 フラットバーにカバーを付けて楕円とす る場合、その他の形状は要相談。



2-4-®、3-1-⑦ 適用除外に注意。

3-1-④ 回り段は、一段の踏面の幅が同じでない。 例)螺旋階段



_		
4 昇略	1	
機		
		記入内容、添付資料
	1	平面図にEV位置
	2	※4-2-①~①の項目で、全て望まし い基準であるか
	3	※4-2-①~①の項目で、全て整備基 準であるか
	2	
		記入内容、添付資料
	1	EV詳細図に寸法
	2	EV詳細図に寸法、鏡設置位置
	3	EV詳細図、展開図に、形状の判る 図面
	4	EV詳細図、展開図に、形状の判る 図面
	⑤	EV詳細図
	6	EV詳細図に、有効幅員
	7	EV詳細図、展開図に、かご内、ロビーの制御盤中心高さ
	8	EV詳細図に、点字銘板
	9	平面図に寸法記入
	10	EV詳細図
	1	EV詳細図、展開図に、表示位置

な

4-1、4-2 適用除外に注意。

h

4-1-2

4-2-①~⑪の望ましい基準が全て適

合の場合、以下のように記入。 整備概要欄 :・望ましい基準

・主要な廊下に近接 望ましい基準欄:〇

(7)

4 - 1 - 3

4-2-①~①の整備基準が全て適合の

▋╣場合、以下のように記入。

整備概要欄 :・整備基準に準拠

望ましい基準欄:○

は

4 - 2 - 7

車いす使用者が利用しやすい制御操作盤 のボタン高さは、

90cm~110cm。

	福祉型便房	多数の者が利用する便所を設ける場合	に適用する	整備内容の確認及	いねロー	nÆ.
ř i		者用駐車施設のない駐車場階には適				
_	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	0
1	設置義務	建築物では、福祉型便房 かある便所を 最低1カ所設置、「男女の別がある場合はそれぞれ最低1カ所)	階ごとに福祉型便房を当該階の便房 総数の2%以上設置。(当該階の便房 総数200超の場合は1%+2以上)	全体で11カ所 1階に1カ所	0	;
2			福祉型便房のない便所並びに腰掛け 便座及び手すりの設けられた便房のない便所は、福祉型便房のある便所に 近接して設置。	近接していない		:
3	内部障 つの者配慮	用途面積2,000㎡以上(公衆便所は50㎡以上)の建築物の1以上の福祉型便原は1人工ぼうこうを使用となった此門又は人工ぼうこうを使用している者のための水洗器具を設置し、出入口又はその付近にその旨を標う。(※+)	工肛門又は人工ぼうこうの使用者用設備、及び介護ベッド(長さ1.2m以上で	1階にオストメイト設置 出入口の戸に標示	0	;
4	出入口の 有効幅員	福祉型便房の出入口及び当該便所の 出入口は80cm以上。	同左。	有効幅:80cm	0	(
(5)	戸の構造	福祉型便房の出入口及び当該便所の 出入口は車いす使用者が円滑に開閉 して通過できる構造、かつその前後に 高低差なし。		片引き戸 前後に高低差なし	0	(
6	標示	出入口又はその付近に福祉型便房で ある旨を標示。	同左。	標示	0	(
な	※注	(※1)学校(特別支援学校を除く。)、5	 に同住宅等、事務所及び工場を除く。]		
2.	男子用小便	#		- 整備内容の確認及	び総合物	印定
0	不特定かつ	多数の者が利用する男	るの便所を設ける場合に適用される。			
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	0
1	設置義務	建築物ごとに、最低1カ所は床置式小 便器その他これに類する小便器のある 便所を設置。	階ごとに、最低1カ所は床置式小便器 その他これに類する小便器のある便所 を設置。	1階に1カ所設置	0	:
3.3	乳幼児用設	備		整備内容の確認及	び総合物	『定
0	不特定かつ	多数の者が利用する便所を設ける場合	rに適用する (※1) ま	対象外建	築物	
t	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	0
1		ベビーチェア等乳幼児を座らせる設備 を設けた便房を最低1カ所以上。	同左。	ま	/	,
2	設置義務	ベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を最低1以上。(ただし、 当該施設内に他におむつ替えができる場所を設ける場合は適用しない。)	同左。		/	,
3	標示	ベビーチェア、ベビーベッド等設備を 設けた便房及び便所出入口又はその 付近にその旨を標示。			/	,
	※注	(※1)別表第1欄第2, 4, 14号の施設	以官小庁協製及78郵便長 小共輸送ま	了高空振型 Mar 服吉	娄庄组	i) ar

5 1 E	
f	
L	記入内容、添付資料
	平面図に設置位置
C	平面図か平面詳細図か展開図に必要 項目
2	平面図に設置位置
	平面図か平面詳細図か展開図に必要 項目 ・オストメイト ・標示 標示については、サインの画
Q	平面図か平面詳細図か建具表に有効幅員
E	・平面図か建具表に戸の種類 ・出入口前後の勾配
(6	平面図か平面詳細図に標示位置
2	
H	記入内容、添付資料
C	・平面図か平面詳細図に設置位置 ・便器の種類、リップ高さ
3	
L	記入内容、添付資料
C	平面図に設置場所
C	平面図に設置場所
(3	平面図に設置場所 標示については、サインの画

な

5 – 1 適用除外に注意。

5 — 1 福祉型便房に必要な設備の例示(Q&A 参照)

【整備基準】

○腰掛け式便器

- ○滑りにくい床材
- 〇出入口有効幅員80cm以上
- ○出入口段差なし
- ○ペーパーホルダー
- ○便器洗浄ボタン
- ○L型手すり、可動式手すり △緊急通報ボタン
- ・腰かけたままで使用できる位置
 - ・腰かけたままり ・床上30cm以内
 - ・廊下等にランプ
 - ・事務所等に警報盤

△ Φ 150cmの空間 △出入口前に140cm角スペース

△引き戸とする

△両側にL型手すり

凡例

△:2,000m以上対象

○:2,000m未満・以上共通事項

1

5-1-3

- 1)オストメイトの設置
- 2) オストメイトを設置している便房で あることが判る標示の設置

| | めることか判る標本の設置

^

5-1-5

- 1)戸の構造
- 2)前後の高低差

ほ

5 – 2 – (1)

「床置式小便器」の代替えとして、「壁掛け式小便器」ただしリップ高さは 35cm以内とする。

ま

5 - 3

(※1)に該当しない建築物の場合、

- ・「対象外建築物」を記入。
- ・チェック表は「/」を記入。

E	_		者用駐車施設及び建物出入口等への記		整備内容の確認及	∪ 16 11 1	
基直		不特定かつ	>多数の者が利用する駐車場を設ける場	合適用される。			
4			口等」とはそれぞれの基準を満たすもの 気低差に関するそれぞれの基準を満たす				
	L	むものに限 整備内容		◎望ましい基準	整備概要	●整	0
	-	笠川内谷	●金埔巻学	単いす使用者用駐車施設を駐車台数	全体で20台	● 筆	0
	1	設置義務	車いす使用者用駐車施設を最低1カ 所設置。	の総数の2%以上(当該駐車台数の総数200超の場合は1%+2以上)設	車件 (20日 車いす使用者用駐 車場 1台	0	C
	2	設置位置	車いす使用者用駐車施設は、建物出 入口等への経路の距離ができるだけ 短くなる位置に設置。	同左。	出入口から一番近 い場所	0	C
	3	幅	車いす使用者用駐車施設の幅は、35 0cm以上。	同左。	350cm	0	C
	4	表示建物出入	車いす使用者用駐車施設に車いす使 用者用である旨を見易い方法で表示。 車いす使用者用駐車施設から建物出	同左。 車いす使用者用駐車施設から建物出	アスファルトに表 示	0	(
み	(5	口等への	入口等への経路となる通路の構造は、 建築物の敷地内通路の <u>整備基準</u> に準	入口等への経路となる通路の構造は、 建築物の敷地内通路の望ましい基準	整備基準に準拠	0	>
Τ,	7 1	^造 敷地内通路	拠。 (今級)	に準拠。	整備内容の確認及	7(総合)	可完
東	_		マ(エヌ) 女地内通路及び公共用歩廊の通路が満済	トナッチサ連州北口 マの担守	五川八石の作品人	O-100 FI 1	NI AC
Ħ	\sim	整備内容	(地円通路及び公共用少周の通路が何/ ●整備基準	○望ましい基準	整備概要	●整	0
P.	- 1	正備內谷	●進網基準	⇒ 重みしい 茶牛	登開似安磁器タイル	一筆	9
通路等	4 (1	表面の仕 上	粗面又は滑りにくい材料。	同左。	磁器ダイル CSR値:0.5~ 0.9 アスファルト	0	(
	2	段の構造	建築物の階段の、手すり・回り段・表面・識別性に関する整備基準を満たす 構造。	建築物の階段の、有効幅員・段・手す り・回り段・表面・識別性に関する望ま しい基準を満たす構造。	段なし	/	/
		ababatu 7 Pa			整備内容の確認及	V F day day i	
			と道等又は率いす使用者用駐車施設と □から道等又は車いす使用者用駐車施設		整備内容の確認及	O 165 ET 1	刊足
تا	1 -	の主要な通 「建物出入		れぞれの基準を満たすものを指し、「道			
	0	「建物出入 等」とは道 建物出入「 困難で、か	13日に通用される。 ロ」、「車いす使用者用駐車施設」とはそ 皆しくは公園、広場その他の空地を指す。 ロと道等を結ぶ通路については、地形名 つ建物出入口まで直接車で寄り付けるも 最低1経路は整備基準を満たすこと。	。 を件等により当該構造とすることが著しく			
	C C	「建物出入 等」とは道 建物出入「 困難で、か	口」、「車い寸使用者用駐車施設」とはそ 皆しくは公園、広場その他の空地を指す。 口と道等を結ぶ通路については、地形 の建物出入口まで直接車で寄り付けるも	。 を件等により当該構造とすることが著しく	整備概要	●整	0
ら め	0 0	「建物出入 等」とは道 建物出入「 困難で、か それぞれ、	口」、「車いす使用者用駐車施設」とはそ 皆しくは公園、広場その他の空地を指す。 口と道等を結ぶ通路については、地形 の建物出入口まで直接車で寄り付けるよ 最低1経路は整備基準を満たすこと。	。 5件等により当該構造とすることが著しく 易合は適用されない。	整備概要 車いす使用者用駐 車場まで: 120cm 道まで: 歩車分離 なし	●整 ×	
		「建物出入 等」とは道え 建物出入「 困難で、か それぞれ、 整備内容	ロ」、「車いす使用者用駐車施設」とはそ 古しくは公園、広場その他の空地を指す。 1と道等を結ぶ通路については、地形名 つ建物出入口まで直接車で寄り付けるよ 最低1経路は整備基準を満たすこと。 ●整備基準 120cm以上。 50m以内ごとに車いすの転回に支障 のない場所を設置。	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	車いす使用者用駐 車場まで:120cm 道まで:歩車分離		
		「建物出入等」とは道は 等」と出て、かれて、 を構内容 「中国」で、かい回え	ロ」、「車いす使用者用駐車施設」とはそ 皆しくは公園、広場その他の空地を指す。 コと道等を結ぶ通路については、地形名 つ建物出入口まで直接車で寄り付けるよ 最低1経路は整備基準を満たすこと。 ●登備基準 120cm以上。 50m以内ごとに車いすの転回に支障	条件等により当該構造とすることが著しく 場合は適用されない。 ●望ましい基準 180cm以上。 敷地内通路に設ける場合の望ましい 基準を満たす傾斜路及び踊場又はエ	車いす使用者用駐 車場まで:120cm 道まで:歩車分離 なし	×	;
		「建物出入道 等」をはは入い。 のそれぞれな整幅内のでは、 を整備内のでは、 を整体では、 を整体に、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは	ロ」、「車いす使用者用駐車施設」とはそ 性しくは公園、広場その他の空地を指す。 セと道等を結ぶ通路については、地形分 つ建物出入口まで直接車で寄り付ける場 最低1経路は整備基準を満たすこと。 ●整備基準 120cm以上。 50m以内ごとに車いすの転回に支障 のない場所を設置。 敷地内通路に設ける場合の整備基準 を満たす傾斜路及び踊場又はエレベーター若しくは特殊仕様昇降機を設 置。 上記整備基準を満たす通路のうち主 要な通路に設ける排水溝の蓋は、車 いすの車輪や杖の先等が引っ掛から ない形状。	条件等により当該構造とすることが著しく 場合は適用されない。 ●望ましい基準 180cm以上。 敷地内通路に設ける場合の望ましい 基準を満たす傾斜路及び踊場又はエ レベーター若しくは特殊仕様昇降機を 設置。 上記望ましい基準を満たす通路のうち 主要な通路に設ける排水溝の蓋は、 車いすの車輪や杖の先等が引っ掛か らない形状。	車いす使用者用駐車場まで: 120cm 道まで: 歩車分離 なし 玄関前にΦ150cm 勾配1/15	× 0 0	<i>></i>
		「建物出入道」 等」建物性で、社会 を整幅を開発して、社会 を構成して、社会 を整備を関する。 「本ので、社会 を発行を は、して、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	ロ」、「車いす使用者用駐車施設」とはそ 性しくは公園、広場その他の空地を指す。 セと道等を結ぶ通路については、地形分 つ建物出入口まで直接車で寄り付ける場 最低1経路は整備基準を満たすこと。 ●整備基準 120cm以上。 50m以内ごとに車いすの転回に支障 のない場所を設置。 数地内通路に設ける場合の整備基準 を満たす便斜路及び踊場又はエレベーター若しくは特殊仕様昇降機を設 置。 上記整備基準を満たす通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車 いすの車輪や杖の先等が引っ掛から ない形状。 とは等とを結ぶ経路となる通路等(全髪 から道等に至るが地内通路、公共用块 を表でを終を除く。)、共同住宅等・事務 び単独で利用することが想定されない施記 が単独で利用することが想定されない施記	変件等により当該構造とすることが著しく 場合は適用されない。 ●望ましい基準 180cm以上。 敷地内通路に設ける場合の望ましい 基準を満たす傾斜路及び踊場又はエ レベーター若しくは特殊仕様昇降機を 設置。 上記望ましい基準を満たす通路のうち 主要な通路に設ける排水溝の蓋は、 車いすの車輪や杖の先等が引っ掛か らない形状。 30 断及び工場若しくは自動車車庫等等視 所及び工場若しくは自動車車庫等等視	車いす使用者用駐車場まで: 120cm 道まで: 歩車分離なし 玄関前にΦ150cm 勾配1/15	× 0 0	;
		「建物出入道」 (単独 は は が は か は は が ま か は は は が な か な な な な な な な な な な な な な な な な な	ロ」、「車いす使用者用駐車施設」とはそ 性しくは公園、広場その他の空地を指す。 セと道等を結ぶ通路については、地形名 つ建物出入口まで直接車で寄り付ける。 最低1経路は整備基準を満たすこと。 ●整備基準 120cm以上。 50m以内ごとに車いすの転回に支障 のない場所を設置。 敷地内通路に設ける場合の整備基準 を満たす傾斜路及び踊場又はエレ ベーター若しくは特殊仕様昇降機を設置。 上記整備基準を満たす通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車 いすの車輪や杖の先等が引っ掛から ない形状。 を上きを軽がより、共同住宅等、事務 は単独で利用することが想定されない施 は整備基準を満たすこと。	条件等により当該構造とすることが著しく 場合は適用されない。 ●望ましい基準 180cm以上。 「「「「「「「「「「」」」」 「「「」」」 「「」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」 「 「	車いす使用者用駐車場まで: 120cm 道まで: 歩車分離 なし 玄関前にΦ150cm 勾配1/15 経路に排水溝なし 整備内容の確認及	× 〇 〇 / び総合*	判定
め		「建物は出入」では、	ロ」、「車いす使用者用駐車施設」とはそ 生くは公園、広場その他の空地を指す。 セと道等を結ぶ通路については、地形分の 建物出入口まで直接車で寄り付ける場 最低1経路は整備基準を満たすこと。 ●整備基準 120cm以上。 50m以内ごとに車いすの転回に支障 のない場所を設置。 数地内通路に設ける場合の整備基準 を満たす傾斜路及び踊場又はエレベーター若しくは特殊仕様昇降機を設置。 上記整備基準を満たす通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。 を実を通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。 を実を発験となる通路等(全制から道等に至る敷地内通路、公共用歩支援学校を除く。)、共同住宅等、事務。 は整備基準を満たすこと。 ●整備基準を満たすこと。	変件等により当該構造とすることが著しく 場合は適用されない。 ●望ましい基準 180cm以上。 敷地内通路に設ける場合の望ましい 基準を満たす傾斜路及び踊場又はエレベーター若しくは特殊仕様昇降機を 設置。 上記望ましい基準を満たす通路のうち 主要な通路に設ける排水溝の蓋は、 車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。 のの主要な通路に適用される。 所及び工場若しくは自動車車庫等等視 役については適用されない。	車いす使用者用駐車場まで: 120cm 道まで: 歩車分離 なし 玄関前にΦ150cm 勾配1/15	× 0 0	,
		「建物は出入」では、	ロ」、「車いす使用者用駐車施設」とはそ 性しくは公園、広場その他の空地を指す。 とし道等を結ぶ通路については、地形3 つ建物出入口まで直接車で寄り付けるは 最低1経路は整備基準を満たすこと。 ●整備基準 120cm以上。 50m以内ごとに車いすの転回に支障 のない場所を設置。 敷地内通路に設ける場合の整備基準 を満たす傾斜路及び踊場又はエレベーター若しくは特殊仕様昇降機を設 匿。 上記整備基準を満たす通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋は、中にすの車衛を設ける排水溝の蓋は、中にいずの水が から道等に至る敷地内通路、公共用少 支援学校を除く。)、共同住宅等、事務 単独で利用することが想定されない施証は整備基準を満たすこと。 ●整備基準 視覚障害者のための誘導用埃材の敷 設又は音声装置など誘導用装置の設 置。	変件等により当該構造とすることが著しく 場合は適用されない。 ●望ましい基準 180cm以上。 敷地内通路に設ける場合の望ましい 基準を満たす傾斜路及び踊場又はエレベーター若しくは特殊仕様昇降機を 設置。 上記望ましい基準を満たす通路のうち 主要な通路に設ける排水溝の蓋は、 車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。 動の主要な通路に適用される。 所及び工場若しくは自動車車庫等等視 役については適用されない。	車いす使用者用駐車場まで: 120cm 道まで: 歩車分離なし 玄関前にΦ150cm 勾配1/15 経路に排水溝なし 整備内容の確認及	× ○ ○ / / / / / / / / / / / / / / / / /) () () () () () () () () () (

6	1	
駐車	·	
場		
		記入内容、添付資料
	1	外構図に設置場所
	2	外構図に設置場所
	3	外構図に寸法
	4	外構図に表示方式
		※対象駐車場までの経路が、7-2-①
	5	~④の項目で、全てがどの基準であるか
7敷	1	
地		記入内容、添付資料
内通		・外構図か仕上表に床仕上材、CSR
路等	1	値 ・使用予定の材料のカタログ ・条例の手引きの参照CSR値
		外構図に
	2	・有効幅員 ・段 ・手すり ・回り段 ・表面 ・識別性
	2	
		記入内容、添付資料
		1)建物出入口から道等 2)建物出入口から車いす使用者用
	1	駐車施設
		外構図にそれぞれの経路上に有効幅 員
	2	外構図にΦ150cm
	H	
	3	傾斜路、特殊仕様昇降機の設置位置
	_	※勾配1/20は傾斜路としない
	4	外構図に設置位置、蓋の仕様
	3	
	1	
		記入内容、添付資料
	1	
		外構図に敷設位置
	1 2	
		外構図に敷設位置



6 - 1 - (5)対象駐車場までの経路が、7-2-①~④ み 対象駐車場までの経路が、, この の項目全てにおいて基準を満たしている

7 – 2

- ・ 1)建物出入口 と 道等
- 2)建物出入口と 車いす使用者用駐車
- の2つの経路についてそれぞれ検討す る。

7 - 2 - 1

・通路と近接した仕上げが異なる色や材 質等、また白線等により、歩車分離の境 界が明確になされていない場合は、幅広 **め** い車路があっても、「通路はない」と判 断する。

・歩行者と車が交差する部分(駐車場前 も含む)は、横断歩道にする必要があ る。

7-3-1, 2 社会福祉施設の場合、代替措置の条件を 満たせば、代替措置とすることができ る。※要相談

داد		4.	散地内通路	等に設ける傾斜路及び踊場		整備内容の確認及	び総合物	判定
1.		0	傾斜路の勾	『配が1/20以下のものを除く。				
			整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	i	1	有効幅員	120cm以上。 (段併設の場合は90cm以上。)	150cm以上。 (段併設の場合は120cm以上。)	100cm 段併用	0	×
	i	2	勾配	1/12以下。(傾斜路の高さが16cm以 下の場合は1/8以下。)	1/15以下。	勾配1/15	0	0
		3	踊場	傾斜路の高さが75cmを超える場合は 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以 上の踊場を設置。	同左。	高低差30cmのた め、踊場なし	/	/
		4	川 物		傾斜路が同一平面で交差又は接続する場合は当該交差又は接続部分に踏幅150cm以上の踊場を設置。	120cm		×
		(5)	手すり	傾斜路には手すりを設置。	傾斜路には両側に手すりを設置。	片側手すり	0	×
		6	表面の仕上げ	粗面又は滑りにくい材料。	同左。	磁器質タイル CSR値:0.5~ 0.9	0	0
	į	Ø	識別性	傾斜路は踊場及び接する敷地内通路 の色と大きな明度差をつける。	同左。	大きな明度差をつ ける	0	0
		1.3	車いす使用	者用客室		整備内容の確認及	び総合ギ	東
	車いす	_	0以上の施	中第11号(宿泊施設)の施設で用途面和 設には、1以上設置。				
	使用金		の場合は1	中第11号(宿泊施設)の施設には、客室 %+2以上)設置。		本建築物は認		
	者用		整備内容	●整備基準	◎望ましい基準 宿泊施設には、客室総数の2%以上	整備概要	●整	◎望
	客室	1	設置義務	用途面積2,000㎡以上かつ客室総数 50室以上の宿泊施設には、車いす使 用者用客室を1以上設置すること。	(安室総粉が200を超うる場合は1%+		/	/
		2	出 入 口 の 有効幅員	80cm以上。	同左。	内のり幅: cm 有 効 幅: cm	/	/
		3	出 入 口 の 戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉して通過 できる構造で、その前後に高低差な し。	同左。		/	/
		4	空間の確 保	車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保。	同左。		/	/
		⑤	便所の出 入口の有 効幅員	80cm以上。(※1)	同左。	内のり幅: cm 有 効 幅: cm	/	/
		6	便所の出 入口の戸 の構造	車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造、かつその前後に高低差なし。(※1)	同左。		/	/
		7	浴室内の 配置	浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置。(※2)	同左。		/	/
		8	浴室内空 間の確保	車いす使用者が円滑に利用できるよう 十分な空間を確保。(※2)	同左。		/	/
		9	浴室出入 口の有効 幅員	80cm以上。(※2)	同左。	内のり幅: cm 有 効 幅: cm	/	/
		10	浴室の出 入口の戸 の構造	車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で、かつその前後に高低差なし。(※2)	同左。		/	/
		1	浴室内床	濡れても滑りにくい材料。(※2)	同左。		/	/
			※注	した位置に設置すること。	・ 当該客室は不特定かつ多数の者が利用 物に不特定かつ多数の者が利用する浴			

	4	
		記入内容、添付資料
	1	外構図に有効幅員
	2	外構図の傾斜路部分に計画レベル、 距離、勾配
	3	外構図に計画レベル
	4	外構図に踏幅
	5	外構図に手すり位置 手すり形状、端部処理
	6	・外構図か仕上表に床仕上材、CSR値 ・使用予定の材料のカタログ ・条例の手引きの参照CSR値
	7	平面図、詳細図に大きな明度差をつ ける旨
8車いす使用	1	
者		記入内容、添付資料
用客室	1	対象客室の旨
	2	平面図か建具表に有効幅員
	3	・平面図か建具表に戸の種類 ・出入口前後の勾配
	4	平面図にΦ150cm、通路幅120cm
	⑤	平面図か建具表に有効幅員
	6	・平面図か建具表に戸の種類 ・出入口前後の勾配
	7	平面図、浴室の展開図に必要項目
	8	平面図にΦ150cm
	9	平面図か建具表に有効幅員
	10	・平面図か建具表に戸の種類・出入口前後の勾配
		・平面図か仕上表に床仕上材、CSR
	11)	値 ・使用予定の材料のカタログ



~ 7 − 4 2 − 4 傾斜路を参考にする。

	浴室等				整備内容の確認及び総合判定			
0	不特定から 子、女子用	不特定かつ多数の者が利用する浴室又はシャワー室を設ける場合には、1以上設置。(男子、女子用の区分がある場合はそれぞれ1以上)。			本建築物は該当なし			
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	0		
1	配置		浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置。			/		
2	空間の確 保		車いす使用者が円滑に利用できるよう 十分な空間を確保。			,		
3	出入口の 有効幅員		80㎝以上。	内のり幅: cm 有 効 幅: cm		,		
4	戸の構造		車いす使用者が円滑に開閉して通過 できる構造で、かつその前後に高低差 なし。			,		
(5)	床面の仕 上げ		濡れても滑りにくい材料。					
2.1	観覧席及び	客席		整備内容の確認及	び総合物	印定		
0		集会施設、スポーツ施設に、観覧席等 を設置する。構造は下記基準による。	を設ける場合には、車いす使用者用観	本建築物は記	亥当な	し		
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	0		
1	設置義務	車いす使用者が容易に到達できかつ 観覧しやすい位置に最低1カ所設置。	車いす使用者が容易に到達できかつ 観覧しやすい位置に2カ所(観覧店総 数が400超の場合は2カ所+超過200 席までごとに1カ所加算(上限20))以 上設置。		/	,		
2	客 席 スペース	1席あたり、幅85cm以上、奥行き110 cm以上。	1席あたり、幅90cm以上、奥行き120 cm以上。		/	,		
3	床面の仕上げ	水平とし表面は粗面又は滑りにくい材料。	同左。		/	,		
4	転 落 防 止 措置	転落防止ストッパー等を設置。	同左。		/	,		
(5)	有効幅員	出入口との経路となる通路の幅員は1 20cm以上。	同左。		/	,		
3.	慢乳及びお	むつ替えの場所		整備内容の確認及	び総合物	月定		
0		,000㎡以上の官公庁施設及び郵便局、 ・営む店舗並びに病院及び銀行につい	公共輸送車両等の用に供する施設、物 て適用される。	本建築物は記	亥当な	し		
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	0		
1	設置義務		授乳及びおむつ替えのできる場所を 設置。			,		
2	配置		ベビーベッド、いす等を適切に配置。			,		
3	標示		出入口付近にその旨の標示。			,		
ш	l		1	l .	/	<u> </u>		

_	-	
9	1	
条		
例附		記入内容、添付資料
=	①	平面図、浴室の展開図に必要項目
設	0	平面図に Φ 150cm
	3	平面図か建具表に有効幅員
	4	・平面図か建具表に戸の種類・出入口前後の勾配
	(5)	・平面図が仕上表に床仕上材、CSR値
	2	・使用予定の材料のカタログ
		記入内容、添付資料
	1	平面図に設置位置
	2	平面図に寸法
	3	・外構図か仕上表に床仕上材、CSR値 ・使用予定の材料のカタログ ・条例の手引きの参照CSR値
	4	・平面図に転落防止措置・転落防止措置のカタログ等
	(5)	平面図に有効幅員
	3	
		記入内容、添付資料
	1	平面図に設置位置
	2	平面図に配置位置
	3	サインの標示位置、サイン画

10	1.3	.手すり			整備内容の確認及び総合判定			
設	0	「手すりを設						
		整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望	
	O	形状	太さは外径3~4cm程度とし、両端は 下方又は壁方向に曲げる。	同左。	Φ3.5cm 壁方向に曲げる	0	0	
準	2	誘導設備		両端・わん曲部等に、現在位置・方向・ 行き先等を点字表示。(※1)	表示なし		×	
)	3	水平部分		傾斜路及び階段の手すりの両端は45 cm以上の水平部分を設置。(構造上 やむを得ない場合を除く。)	設置しない		×	
•		※注	(※1)学校(特別支援学校を除く。)、ま 利用することが想定されない施設を除く	共同住宅等、事務所及び工場若しくは日	自動車車庫等視覚障	害者が	単独で	
İ	2.5	公衆電話			整備内容の確認及	び総合物	門定	
			の公衆電話を設ける場合に、適用される		公衆電話	なし		
-		整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望	
•			最低1機はダイヤル及びプッシュボタンが高さ90~100cmとなるよう設置。			/	/	
Ī	3.4	公衆ファック			整備内容の確認及	び総合物	見定	
•	0		,000㎡以上の官公庁施設及び郵便局、品販売業を営む店舗並びに病院につい		公衆FAX	なし		
-		整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望	
	1	設置義務		最低1機は公衆ファックスを設置。			1	
. 1		見覚障害者			整備内容の確認及	い都合物	拒	
	0	視覚障害者	育用床材を設置する場合に適用される。				i_	
╣		整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	⊚ 望	
	1	識別性	原則として黄色。これによりがたい場合 は周囲の床材と明度差又は輝度差の 大きい色。	同左。	輝度比2以上	0	0	
į	2	標準形状	大きさは30cm角とし、形状はJIS T92 51に適合するものを標準。	同左。	JIS T9251に適合 するもの	0	0	
Ī	5.7	カウンタ一等			整備内容の確認及			
	0	カウンター・	電話台・テーブルを設ける場合の、それ	ぞれ最低1カ所に適用される。	カウンター	事なし		
ŀ		整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望	
	1	高さ		高さ70cm程度。			/	
	2	下部空間		車いす使用者に配慮し、下部に高さ6 0~65cm、奥行き45cm程度の空間を 確保。			/	
ŀ	6.7	水飲み器		惟木。	整備内容の確認及	び総合学	可定	
			設ける場合の最低1カ所に適用される。		水飲み器	なし		
-		整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望	
		高さ等		飲み口の高さは70~80cmとし、車いすの肘掛が入る空間を確保。			/	
	-	給水栓		自動感知式、ボタン式又はレバー式。			/	
L		近 づき や すい空間		車いす使用者が容易に近づけるよう周 りに空間を確保。		\mathbb{Z}	/	
		点滅型誘導			整備内容の確認及	び総合物	中定	
	0	学校(特別 知設備等を	支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所 設ける場合に、適用される。	「及び工場を除き、誘導灯、自動火災報				
			★ 林 井 井 井	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望	
		整備内容	●整備基準	誘導灯などの設置場所のうち聴覚障				

10	1	
設		
置		記入内容、添付資料
時のサ	1	平面図、階段詳細図に手すりの直 径、端部の処理
基準)	2	平面図、階段詳細図に設置位置
	3	平面図、階段詳細図に設置位置、長 さ
	2	
		記入内容、添付資料
	1	詳細図か展開図に中心高さ
	3	
		記入内容、添付資料
	1	平面図に設置位置
	4	
		記入内容、添付資料
	1	平面図、仕上げ表、特記事項に明度 差、輝度比
	2	平面図、仕上げ表、特記事項に寸法 等
	5	
		記入内容、添付資料
	1	平面図か詳細図に高さ
	2	平面図か詳細図に下部空間の高さ、 奥行き
	6	
		記入内容、添付資料
	1	平面図か詳細図に高さ
	2	平面図か詳細図に必要項目 カタログ等
	3	平面図に周囲の状況(家具等)
	7	
		記入内容、添付資料
	1	配置する場合、設置位置 装置のカタログ等

手すりは、円形、楕円形に限る。 フラットバーにカバーを付けて楕円とす る場合、その他の形状は要相談。

10 - 4視覚障害者用床材を、2-3-①、7-3-①、②等で代替措置を行った場合 は、該当しない。

まちづくり施設整備の対象範囲を「朱書き等(囲線)」で表記してください。 チェックリストの各項目で、対象となる 寸法等がわかるように表記してくださ